

# 第15回トラック輸送における 取引環境・労働時間改善愛媛県地方協議会

厚生労働省の各種取組について

(令和7年3月)

厚生労働省愛媛労働局労働基準部監督課

# 発着荷主等に対する要請の取組

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

## 1. 荷主特別対策チームの概要

### 1. トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

### 2. 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力することなどを要請。

### 3. 都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを実施。

### 4. 長時間の荷待ちに関する情報を収集

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」( )を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を実施。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html)



## 2. 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

令和4年12月～令和6年11月

発着荷主等に対する要請を実施した事業場数

18,256事業場

# STOP! 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動  
になくなくてはならないものです。

## トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R2）」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

## ⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

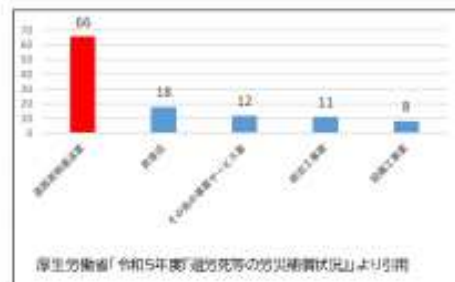
月末1週間の就業時間が60時間以上の  
雇用の割合※（R5年、上位業種）



※ 雇用のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、  
長時間労働となっている方の割合が  
高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数  
（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の  
労災支給決定件数が  
最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行など  
トラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。

## ⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生  
などにより、危機的状況との指摘もあります。



何も対策をしなければ、  
**2030年には34%の輸送力が  
不足するかもしれません。**

トラックGメンによる「働きかけ」等の中  
で、荷主都合による「長時間の荷待ち」  
「契約のない附帯業務」を合計すると、  
約7割を占めます

こうした状況を踏まると、  
発着荷主の皆さまにも長時間の  
荷待ち等の削減に向けた取組を  
行っていただくことが必要です。

国土交通省による「働きかけ」等における  
違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット「荷役作業での労働災害を防止しましょう」(陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン)のご案内



### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や表面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

## 「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



## 「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた

「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法」について



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

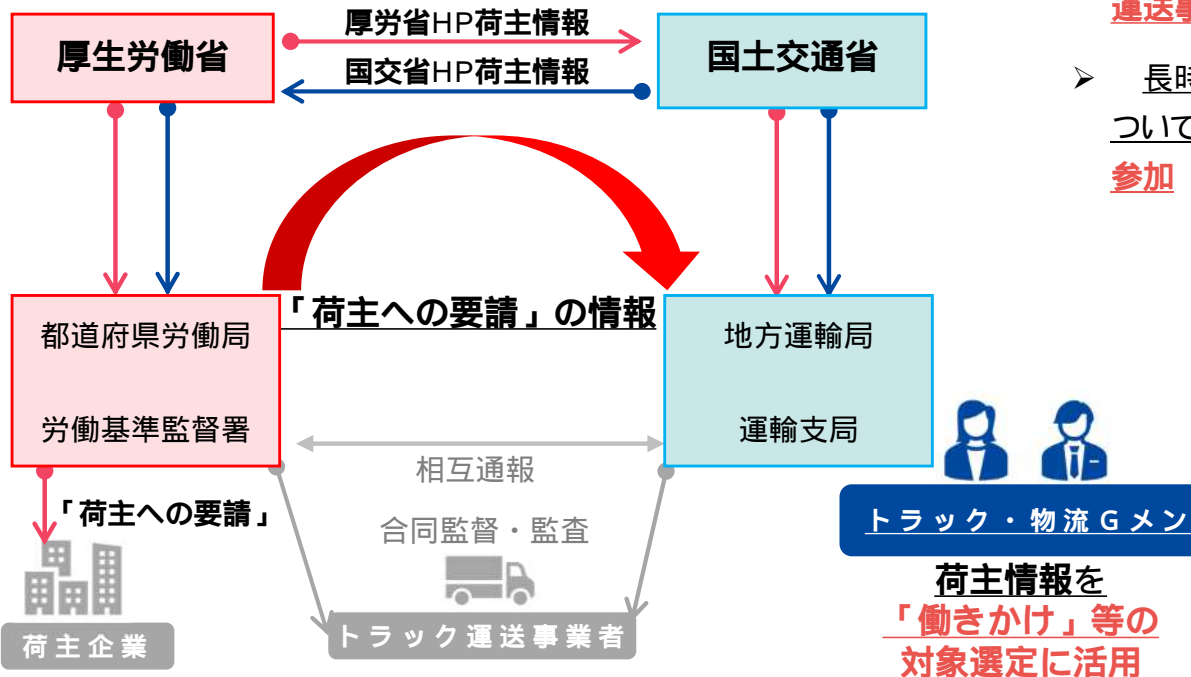
労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

# 「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

- 令和4年12月から国土交通省と以下のように連携（下線部は令和5年10月から拡充）。  
令和6年11月1日付けで「トラック・物流Gメン」に改組

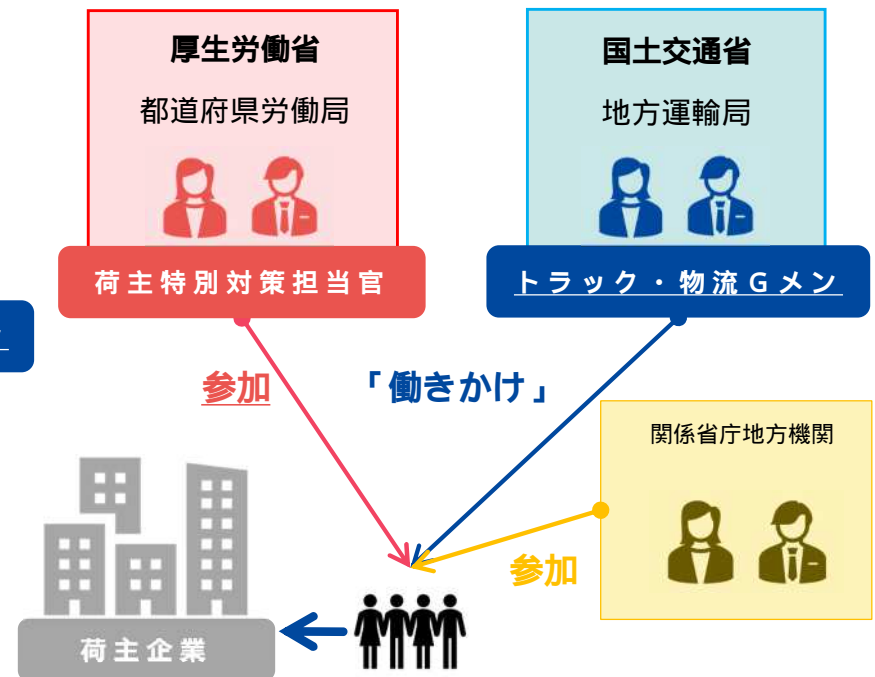
## 荷主情報提供の運用

- 厚生労働省のHPに寄せられた荷主情報を国土交通省へ提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、  
「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



## トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 国土交通省に対し、貨物自動車運送事業法（トラック法）等の運行管理に関する規定に違反の疑いがあると認められるトラック運送事業者について通報
- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



## 「標準的な運賃」の周知

- 労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

# 国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 自動車運転者、建設の事業等で、時間外労働の上限規制が遵守されるようにするためには、取引慣行上の課題などを改善していくことが必要。
- このためには、国民の理解や社会的な機運の醸成が不可欠となることから、令和5年6月以降、国民向けの広報を順次実施している。



## 【イメージキャラクター】小芝風花さん（俳優）

## 国民向け広報内容（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。（例：再配達の削減など）



## PRイベント（令和5年6月28日開催）

加藤厚生労働大臣（当時）、斉藤国土交通大臣（当時）がご出席。

## 主な広報実施事項

- ・全国主要駅にポスターを掲載
- ・電車内ビジョンで広告を放映
- ・全国でテレビCMを放映

# 働き方改革PR動画「はたらきかたススめ ver.2 (トラック編)」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



2代目イメージキャラクター  
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

## 動画のポイント（知っていただきたいこと）

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説

標準的運賃も周知→



# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトのリニューアルと周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。（「物流情報局」は、改正物流法の施行に向けて、更なるリニューアルを実施。）
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

## 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



▲荷主の方 ▲事業者の方

トラックトップページ

いま、考えてみませんか？  
**物流を支えるトラック運転者**のこと。

物流情報局  
NEW

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さま（トラック運転者の皆さま）へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！

**新規OPEN!!**

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
  - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
  - 標準的運賃
  - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
  - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
  - 働き方改革推進支援センター など

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）

法律による上限 <b>特別条項（例外）</b>	年960時間	} 時間外労働
法律による上限 <b>限度時間（原則）</b>	✓ 月45時間 ✓ 年360時間	
<b>法定労働時間</b>	✓ 1週40時間 ✓ 1日8時間	
1年間（12か月）		

## 改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
<b>1年の拘束時間</b>	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内
<b>1か月の拘束時間</b>	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）
<b>1日の休息時間</b>	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）  
① 284時間以内は連続3か月まで  
② 1か月の拘束外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所以外の場所におけるものである場合。

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▼  
トラックポータルサイト  
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

バス、ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示についても、同様のテキスト・動画を作成している。

## トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準学習テキスト

## 解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成しています。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準学習テキスト

（解説動画）



今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！



トラック運転者

バス運転者

ハイヤー・タクシー運転者

企業の皆さまへ  
物流情報局  
事業者の皆さまへ



トラック運転者の働き方改革について

改正貨物自動車運送事業法に基づく対応事項

新物効法に基づく対応事項

荷待ち時間、荷役等時間の記録について

標準的運賃

参考資料

働き方改革に関するご相談先・ご利用可能な助成金など(事業者向け)

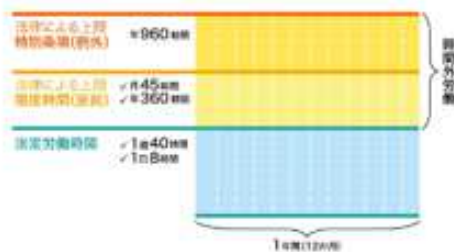
荷主との取引に関するお悩みについて(事業者、トラック運転者向け)

下請法の改正に向けた検討

その他関係資料 等

## トラック運転者の働き方改革について

### ① 時間外労働の上限規制と改善基準告示



2024(令和6)年4月から、トラック運転者にも、年間の時間外労働を960時間までとする **時間外労働の上限規制** が適用されるとともに、拘束時間や休息期間(いわゆる勤務間インターバル)について、改正された **改善基準告示** の適用も開始されています。

## 新物効法に基づく対応事項

### トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典:国土交通省「トラック輸送状況の実態調査 (R2)」

物流改正法  のうち、改正後の **物資の流通の効率化に関する法律(新物効法)**

は、1運行あたり平均3時間超と言われるトラック運転者の荷待ち時間・荷役等時間の短縮や積載効率の向上等を通じて、物流負荷を軽減するとともに、物流の生産性を向上することを目的としたものであり、その概要は以下のとおりです。

### 【2025(令和7)年4月1日施行】

- 荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
- 上記の事業者の取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

### 【2026(令和8)年4月施行(予定)】

- 上記の事業者のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。

これにより、新物効法は、2028(令和10)年度までに、以下の目標を達成することを目指しています。

- ① 全国のトラック輸送のうち5割の運行で1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を1時間短縮(1人当たり年間125時間の短縮に相当)
- ② 全国のトラック輸送のうち5割の車両で積載効率50%を目指す(全車両で積載効率を44%に増加することに相当)

※いわゆる2024年問題として、2030年には34%の輸送力が不足する可能性が指摘されており、これに対応するためには、ドライバー1人当たり年間125時間の荷待ち・荷役等時間の短縮が必要であると言われています。

新物効法に基づき物流の効率化を図ることは、トラック運転者の長時間労働の是正や、賃上げを図ることもつながります。

物流効率化のために取り組むべき措置(努力義務)については、**「合同会議取りまとめ」**  に基づき、2025(令和7)年2月に定められた

**貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令**

をご確認いただき、例えば次のような取組に努めていただきますようお願いいたします。

荷主等事業主 各位

## 物流を支える環境整備の推進について（周知）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

- 1 時間外労働の上限を規定する改正労働基準法や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要
- 2 2024年3月に新たに告示した標準的運賃の内容
- 3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月策定)、独占禁止法上の物流特殊指定や優越的地位の濫用規制の内容
- 4 荷主企業による取組事例

令和6年9月

徳島労働局長  
香川労働局長  
愛媛労働局長  
高知労働局長  
四国運輸局長  
公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所四国支所長

【関連情報はこちらをご覧ください】

<お願い事項1, 2, 4関係>

物流情報局「荷主の皆さまへ」 | 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>



<お願い事項3関係>

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



独占禁止法 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/index.html>



<関連情報へのリンク集>

はたらきかたススめ！(すべての一般市民・事業主の皆様へ) | 香川労働局

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/112501\\_00013.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/112501_00013.html)



荷主等事業主 各位

## 物流を支える環境整備の推進について（周知）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

- 1 時間外労働の上限を規定する改正労働基準法や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要
- 2 2024年3月に新たに告示した標準的運賃の内容
- 3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月策定)、独占禁止法上の物流特殊指定や優越的地位の濫用規制の内容
- 4 荷主企業による取組事例

令和6年9月

徳島労働局長  
香川労働局長  
愛媛労働局長  
高知労働局長  
四国運輸局長  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所四国支所長

【関連情報はこちらをご覧ください】

&lt;お願い事項1, 2, 4関係&gt;

物流情報局「荷主の皆さまへ」 | 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>

&lt;お願い事項3関係&gt;

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/anyoukijun/romuhitenka.html>

独占禁止法 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/index.html>

&lt;関連情報へのリンク集&gt;

はたらきかたスズメ! (すべての一般市民・事業者の皆様へ) | 香川労働局

[https://site.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/\\_112501\\_00013.html](https://site.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_112501_00013.html)

関係団体代表者 各位

## 物流を支える環境整備の推進について（周知協力依頼）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主を会員等とする団体におかれましては、次の事項について取り組んでいただきますようお願いいたします。

- 1 別添の荷主等事業主あて周知文書について、関係者への周知に御協力いただくこと。

令和6年9月

徳島労働局長  
香川労働局長  
愛媛労働局長  
高知労働局長  
四国運輸局長

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所四国支所長

News Release一覧	車の登録	車の検査	船の免許	船の検査・登録
総合案内	入札・契約情報	企画競争情報	分野別情報	組織別情報

四国運輸局 > 組織別情報 > 自動車交通部 > 物流を支える環境整備の推進について

組織別情報
総務部
交通政策部
観光部
鉄道部
自動車交通部
自動車技術安全部
海事振興部
海上安全環境部

PDFファイルをご覧いただくには Adobe Reader(無償)が必要です。ダウンロードした後インストールしてください。

Get Adobe Acrobat Reader  
Adobe Readerダウンロードページへのリンク

## 物流を支える環境整備の推進について



### 物流を支える環境整備の推進についてご協力ください

物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性がります。

政府においては、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されております。

つきましては、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主は、社内関係部門に次の事項を周知されるよう改めてお願いいたします。

#### 物流を支える環境整備の推進について(周知)【荷主等事業主あて】

また、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主を会員等とする団体におかれては、上記の荷主事業主あて周知文書について、関係者への周知に御協力いただくこと。

#### 物流を支える環境整備の推進について(周知協力依頼)【事業主等団体あて】

【お問い合わせ先】  
四国運輸局自動車交通部貨物課  
TEL：087-802-6773

ページの先頭へ戻る

ホーム	公正取引委員会について	報道発表 広報活動	独占禁止法	下請法	フリーランス法	スマホソフトウェア 競争促進法	CPRC (競争政策研究センター)	相談・申告・情報提供 ・手続等窓口
-----	-------------	--------------	-------	-----	---------	--------------------	----------------------	----------------------

ホーム > 地方事務所 > 四国支所 > 物流を支える環境整備の推進について (四国4県労働局、四国運輸局及び公正取引委員会事務総局四国支所の連携)

## 物流を支える環境整備の推進について (四国4県労働局、四国運輸局及び公正取引委員会事務総局四国支所の連携)



令和6年9月

物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性がります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

#### 物流を支える環境整備の推進について (周知) 【荷主等事業主あて】

また、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主を会員等とする団体におかれては、上記の荷主事業主あて周知文書について、関係者への周知に御協力ください。

#### 物流を支える環境整備の推進について (周知協力依頼) 【事業主等団体あて】

ホーム	ニュース&トピックス	各種法令・制度・手続き	事例・統計情報	相談窓口
-----	------------	-------------	---------	------

愛媛労働局 > 物流を支える環境整備の推進にご協力ください

## 物流を支える環境整備の推進にご協力ください

本年4月から、時間外労働の上限規制が自動車運転者に適用され、運転手の慢性的な人手不足等から、物流の停滞が懸念される「2024年問題」が社会問題として注目されていますが、働き方改革として長時間労働を削減し、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

つきましては、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主の皆様には、社内関係部門に次の事項を周知いたしますようお願いいたします。

#### 物流を支える環境整備の推進について (周知) 【荷主等事業主あて】

また、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主を会員とする団体におかれましては、上記の荷主等事業主あての文書を、傘下会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

#### 物流を支える環境整備の推進について (周知) 【事業主等団体あて】

お役立ち情報
調達・国有財産売却情報
労災レセプト電算処理システム (厚労省HP)
ハローワークインターネットサービス

関連機関
労働基準監督署 12